

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 広島県
農業委員会名： 世羅町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2770	521			3290
経営耕地面積	2339	414			2753
遊休農地面積	27.6	2.5			30.1
農地台帳面積	2958	696			3654

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2088
自給的農家数	612
販売農家数	1476
主業農家数	115
準主業農家数	290
副業的農家数	1071

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1801
女性	857
40代以下	37

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	127
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	12
農業参入法人	12
集落営農経営	38
特定農業団体	0
集落営農組織	38

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	4
認定農業者に準ずる者	—	5
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	31	31	13

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3290.0ha	1561.9ha	47.5 %
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散等により農地の確保・有効利用を図ることが困難となっている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1584.5ha	1512.2ha	15.8ha	95.4 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・10月～12月に円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知する。又、既に利用権設定している農業者に、利用権設定の更新事務が滞らないよう、農業者への指導をおこなうとともに、県農地中間管理機構と連携し、新規の設定をうながす。 ・随時、耕作者の高齢化等で耕作継続が困難となっている場合など、地域の集落法人または近隣の担い手農家との利用権設定をおこなうよう指導する。 ・町産業振興課や県農地中間管理機構と連携し、人・農地プラン作成、新法人設立に向けた地域への支援を行う。(農地情報の提供など)
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・10月26日に農地利用最適化推進委員へ利用権設定の期間が終了する方への今後の状況確認と更新支援の依頼を実施。 ・10月27日から農地利用最適化推進委員により、該当者へ個別訪問を実施した結果、集積に繋がった。(12月(1月告示)、1月(2月告示)の集積実績:401筆、58.2ha)

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	町産業振興課や県農地中間管理機構と連携し、農地中間管理事業の活用や地域の集落法人・新規就農者へ設定を促すことができた。
活動に対する評価	農地利用最適化推進委員を中心に継続的なあつせん活動を実施する。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	31年度新規参入者数
	1 経営体	1 経営体	2 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	31年度新規参入者が取得した農地面積
	1.4 ha	1.4 ha	1.9 ha
課題	就農の形態に応じて必要とする知識や技術を習得出来るよう農業研修制度を町主導により実施しているが、受講生の減少と、就農するための耕作地とのマッチングに苦慮している。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1経営体	1経営体	100.0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
1.0ha	0.5ha	50.0%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農業者育成・農業経営者育成コース(各1年間) 研修開始時期(令和2年4月1日～、令和2年10月1日～)
活動実績	農地の取得や賃貸などの相談について、担当課と随時連携をとって実施。(具体的な日時は記録していないため不明)

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	多種多様な形態へ対応するため研修開始時期を複数設けており、独立自営による新規就農に繋がった。
活動に対する評価	希望する農地とのマッチングのため、引き続き関係機関と連携しながら取り組むことが必要。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3320.1ha	30.1ha	0.9 %
課 題	条件不利な遊休農地は受け手がおらず、所有者により維持管理も高齢により困難な状態である。将来的に農地として維持していくかの判断を地権者と模索し、整理していくことが必要。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
5.0ha	9.2ha	184.0 %

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査		31	6月～8月	7月～10月
調査方法		農業委員を調査員として委嘱し、必要によっては協力員も委嘱し各担当地区1名～2名で調査。担当地区の農地地番図、位置図、これまでの調査結果一覧等を配布し実施する。 調査結果において、遊休農地と判定した場合、地権者に今後の利用意向調査を行い、調査結果を取りまとめ、今後の利用方法等の計画を策定する。			
農地の利用意向調査		調査実施時期:10月～12月、調査結果取りまとめ時期:12月～1月			
その他の活動		町長部局と連携し、補助事業の活用等により担い手への耕作を誘導する。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		31人	6月～11月	8月～11月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	12月～1月	調査結果取りまとめ時期	12月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 40 筆		調査数: 3 筆	
	調査面積: 5.6 ha		調査面積: 0.4 ha		
その他の活動	調査結果の情報提供を関係機関へ実施。				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	利用が見込めない山林化した農地を非農地整理とし、目標に達成した。
活動に対する評価	引き続き利用が見込めない山林化した農地の非農地整理が必要である。又、活用が可能な農地と耕作希望者へのマッチングも併せて行う必要がある。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3290.0ha	0.0ha
課 題	1代、2代前の世代に既に転用されたものがあり、農地利用状況調査等により判明し、現時点で申請手続きをしていただくよう指導しているが、相続関係や分筆登記などの経費が伴う案件に苦慮している。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	毎月、町内の各自治センター(13地区を1年間で巡回)で、農業相談を実施し、転用や違反転用等の相談を行う。
活動実績	R2.4.1、R2.9.2、R2.12.2、R3.1.6(相談実績:6件) 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため、農業総相談を中止した月があった。
活動に対する評価	農業相談の活動により無断転用の解消に繋がったが、引き続き活動は必要。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 63 件、うち許可 63 件及び不許可 1件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、3名の農地利用最適化推進委員及び事務職員で現地調査を実施している。さらに必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	事務局からの申請書内容説明(申請地の写真添付)、現地確認農地利用最適化推進委員の報告を受け、全体での審議を行う。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	63件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	1件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録閲覧により公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20 日	処理期間(平均)	20 日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 74 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書に添付された登記簿謄本、公図等における確認及び3名の農地利用最適化推進委員・事務職員で現地調査を実施している。必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	事務局からの申請内容説明、現地確認農地利用最適化推進委員の報告を受け、全体での審議をしている。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録閲覧により公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 43 日	処理期間(平均)	43 日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		65 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		46 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		19 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		5 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		14 法人
	提出しなかった理由	多忙等 事業年度の終了後3カ月以内	
	対応方針	再三督促を実施	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 956 件 公表時期 令和2年 6月
	是正措置	情報の提供方法:町広報、事務局備え付け —
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1882 件 取りまとめ時期 令和2年 4月
	是正措置	情報の提供方法:総会議事録閲覧、告示 —
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 281 ha
		データ更新:農地法許可、利用権設定及び農地中間管理権、相続等の届出を随時更新
	是正措置	公表:全国農地ナビシステムを活用 —

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	(要望・意見) — (対処内容) —
農地法等によりその権限に属された事務	(要望・意見) 農地利用状況調査の結果に基づきB分類判断した農地を非農地の通知を実施後、権利者より場所の特定ができないと多数問合せ (対処内容) 全国農地ナビ等を活用

※Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している